

## 基本理念、基本目標、基本方針を検討するために参考となるキーワード

### 新たなる基本構想骨子（案）（平成 22 年 2 月）

< 5 分野のキャッチフレーズより >

- いつでも、誰でも、自分に合った「学び」と出会えるまち
- 「文の京」の文化や歴史を伝承し、創造する、心豊かで潤いのあるまち
- だれもが、いつでも、安全にスポーツに親しめるまち
- 何度も訪れたくなる、魅力とおもてなしの心あふれるまち
- 交流の輪を広げ、互いの魅力を高めあうまち

< 5 分野の具体的内容より >

- 区民の豊かな人生をサポートするとともに、「文教の府」とも呼ばれる文京区の貴重な財産をいかして、多様な個性やニーズに応じた学習機会を提供します。また、いつでも、だれでも、学びたいと思ったときに、気軽に、楽しく、自分に合った「学び」を見つけて、成長することができる、生涯学習日本一のまちを目指します。
- 区内に存在する多くの伝統文化や歴史・文化資産と共に生き、絶やすことなく後世に伝えることを目指します。また、多くの区民が参加できる機会や発表する場の提供など、文化活動を支援することにより、気軽に文化に触れることのできる、心に潤いのあるまちを目指します
- だれもがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、安全にスポーツに親しみ、豊かで健やかな生活を送ることのできるまちを目指します。
- 豊かな観光資源を活用して、四季折々の文京区の魅力を発掘・発信することで、訪れた人に、「何度も行ってみたい」と思われるまちを目指します。また、区民一人ひとりが、温かくお客様を迎えるおもてなしの心を持つことで、「いつでも来てほしい」と誇れるまちを目指します。
- 国内外の垣根を越えて、交流の輪を育むことで、たくさんの人々と触れ合い、多種多様な文化や風習、考え方を尊重し、相互理解を深めていきます。また、他の地域の魅力を吸収するとともに、文京区が持つ未知の魅力を発見し、区外へ発信していくまちを目指します。

## 文京区生涯学習推進基本構想（平成4年3月）

<生涯学習の基本理念より>

- 生きる目的を学び、学ぶ術を学ぶ
- 学ぶ喜びを知り、ときめきの世界を創る
- 共に学び、ふれあい、自分を生かす
- 地域から、世界から、自然から学ぶ

<生涯学習推進のための方向性より>

- 生涯学習の基礎づくりのために
- 多様で豊かな学習機会を提供するために
- 出会い、ふれあいで生き生きとした生活空間を創造するために
- 貴重な学習資源を活かすために

## 文京アカデミー構想（平成17年11月）

<基本的な方向性より>

- 多様な生涯学習の拡大
- 大学等の教育・文化資源の活用
- 学習の成果を活かす

## 文京区観光ビジョン（平成21年8月）

<理念と目標より>

- 「行ってみたい、来てほしい、文の京」
- 四季折々の魅力をもった文の京
- おもてなしの心溢れる文の京
- 歴史と文化を大切にする文の京

<基本方針より>

- まちあるきを促進することにより文化・産業を活性化させる
- 住んでみたい、住み続けたいまちを実現する
- 多様な主体がそれぞれ担い手となる

**「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(中間報告)**  
**(文部科学省 中央教育審議会 生涯学習分科会、平成 19 年 1 月)**

<今後重視すべき視点より>

- 国民の学習活動を促進するために必要な 5 つの視点
  - ア. 国民全体の人間力の向上
  - イ. 「公共」の視点の重視
  - ウ. 人の成長段階に即した多様な選択肢を提供する政策の重点化
  - エ. 実社会のニーズを生かした多様な学習機会の提供
  - オ. 情報通信技術の一層の活用
  
- 家庭の教育力向上に必要な 3 つの視点
  - ア. 親と子どもの主体的な「育ち合い」(共育)
  - イ. 地域全体での子育ての「支え合い」(共同)
  - ウ. 多様性の認識の「分かち合い」(共生)
  
- 地域の教育力向上に必要な 3 つの視点
  - ア. 地域全体での子育て「支え合い」(共同)
  - イ. 地域の課題解決は地域自身の手で「助け合い」(共生)
  - ウ. 家庭や地域の教育力と学校教育の効果的な連携「つながり合い」(共育)

**「スポーツ振興基本計画の見直しの方向性について」**  
**(文部科学省 中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会、平成 18 年 7 月)**

<各政策目標に関する記述の主な修正点より>

- スポーツの振興を通じた子どもの体力の向上
  - (1) 子どもの体力向上国民運動の展開 ー家庭に届くアプローチー
  - (2) 子どもを惹きつけるスポーツ環境の充実 ー学校と地域の連携ー
  - (3) 学校体育の充実
  
- 生涯スポーツ社会の実現
  - (1) 総合型地域スポーツクラブの全国展開に向けた更なる取組
  - (2) スポーツ指導者の養成・確保・活用
  
- 国際競技力の向上

## 教育基本法

<第2条「教育の目標」、第3条「生涯学習の理念」より>

- 個人の価値を尊重して、能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う
- 伝統と文化を尊重する態度を養う
- 他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う
- 国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができる
- 生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現

## 社会教育基本法

<第3条「国及び地方公共団体の任務」より>

- すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高める

## 生涯学習振興法

<第1条「目的」、第2条「施策における配慮等」より>

- 国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている
- 学習に関する国民の自発的意思の尊重
- 職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための施策と相まって効果的に行う

## 文化芸術振興基本法

<第2条「基本理念」より>

- 文化芸術活動を行う者の自主性の尊重
- 文化芸術活動を行う者の創造性の尊重
- 居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備
- 我が国の文化芸術の発展、世界の文化芸術の発展
- 多様な文化芸術の保護及び発展
- 地域の人々による主体的な文化芸術活動、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展
- 文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進
- 文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見の反映

## スポーツ振興法

<第3条「施策の方針」より>

- ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができる

## 観光立国推進基本法

<第2条「施策の基本理念」より>

- 地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展
- 国民の観光旅行の促進
- 国際的視点
- 国、地方公共団体、住民、事業者等による相互の連携